

日バ会員登録・公認審判員資格更新・
再取得・高校卒業後翌年度の準3級から3級への移行手続き（Web システム）について

新潟市バドミントン協会審判委員会

- ※ 以下の事項について、必ずご確認ください。
- ※ 日バ登録及び公認審判員資格更新手続きに関しては、人任せにせず、必ず各自で確認ください。
- ※ 日バ登録チームの日バWeb 登録管理者の方は、毎年、所属員情報を個々に確認してから日バ登録をお願いします。

1 日バ登録に関して

- ① 日バ会員番号と公認審判員番号は同じ番号で、10桁です。 社会人リーグに登録（申し込みは前年度）しても、日バ登録したことにはなりません。必ず、年度始めの日バ登録をしてください。
- ② 日バ登録と社会人リーグ登録は違うものですので、日バ登録と社会人登録のチーム名が違うことがあります。 公認審判員資格の所属チーム名は日バ登録のチーム名になります。
【例】日バ登録（昇陽会）・社会人リーグ登録（昇陽会B）
- ③ 日バ登録には、チームに所属して登録をするまたは個人で登録する形式の2種類があります。 公認審判員資格を持っていてチーム所属を離れる場合は、個人登録をすると資格が継続できます。詳細は新潟市バドミントン協会事務局へご相談ください。
- ④ 所属チームを移動する場合、必ず前所属チームから所属を除籍してもらってから、新しい所属チームの手続きをしてください。 チームに所属したまま手続きをすると、新しい会員番号が自動的に取得されてしまい、二重登録や取得していた公認審判員資格が継続されない原因となります。

2 日バデジタル会員証に関して

デジタル会員証を、毎年、必ず開いて確認してください。

確認方法は、新潟市バドミントン協会ホームページの「日バ登録 デジタル会員証の閲覧方法」を参照ください。なお、日バ会員登録の有効期限は毎年3月31日で1度切れて、翌年度の日バ登録決済が完了するとWeb上に反映されます。4月1日から登録完了までしばらくの間、全員未登録の表示となります。

3 公認審判員資格に関して

- ① 公認審判員資格は有効期限内であっても、毎年度日バ会員登録を行わないと、資格失効となります。

- ② 2・3級は3年・1級は5年毎に、有効期限の最終年度に更新手続きを行わないと、資格失効となります。

【例】

級	年度	年度	2・3級有効期限年度	年度	1級有効期間年度
2・3級	2024	2025	2026（2027/3/31） この年度内に手続きする	2027	2028
1級	2024	2025	2026	2027	20282029/3/31） この年度内に手続きする

- ③ 公認審判員資格は、日バ会員番号に付帯しています。 誤って二重登録してしまった場合は、資格が付帯されている日バ会員番号を優先して使用してください。

④ 再取得について

- 公認審判員資格の有効期限年度内であれば、日バ未登録のために失効していた場合、過年度分の日バ登録をして登録料を支払うことで、再取得及び更新可能です。

過年度日バ登録については、新潟市バドミントン協会日バ会員登録担当へお問い合わせください。

有効期間 2024～2026年度（2027年3月31日まで有効）

【例1】2024・2025年度が日バ未登録で2026年度は日バ登録をしていた場合は、2024・2025年度分を過年度登録して登録料を支払えば、更新が可能で、再取得料は必要ありません。

【例2】2025年度は日バ登録をしたが、2024・2026年度が日バ未登録であった場合は、2024年度分を過年度登録して登録料を支払い、2026年度分を通常の日バ登録すれば、更新が可能で、再取得料は必要ありません。

- 公認審判員資格を未更新で失効した場合、毎年日バ会員登録をしていれば、再取得料を支払うことで再取得可能です。ただし、当該更新を含め2回分までとし、最終更新より1級は10年、2・3級は6年が限度となります。

なお、この間日バ未登録の年度があった場合は、その年度分の過年度登録と登録料の支払いが必要です。

有効期間 2021～2023年度 ⇒ 2024～2026年度 ⇒ 2027～2029年度

【例1】2023年度未更新 ⇒ 2026年度に再取得希望の場合

再取得料を支払えば更新可能です。⇒ 2026年度にも更新手続きが必要となります。

有効期間 2024～2026年度 ⇒ 次回 2027～2029年度 となります。

【例2】2023年度に更新 ⇒ 2026年度未更新 ⇒ 2026～2028年度の間に再取得希望の場合、再取得料を支払えば更新可能です。
ただし、有効期間は、元のままで、2026～2028年度になります。

※再取得した年度が有効期間の開始年度になることはなく、元の公認審判員資格の有効期間に変更はありません。

【例3】2020年度未更新 ⇒ 2023年度未更新 ⇒ 2026年度再取得希望の場合
再取得できる期間の限度を超えているため、再取得できません。

⑤ 高校卒業後翌年度の準3級から3級への移行について

- 準3級公認審判員資格を取得していた方は、高校卒業翌年度に限り無試験で準3級から3級への移行手続きをすることで、3級公認審判員資格を取得することができます。資格有効期間は、高校卒業翌年度から3年間となります。

4 今後の更新手続きに関連して

公認審判員資格更新・再取得・高校卒業後翌年度の準3級から3級への移行手続きは、各個人が新潟市バドミントン協会ホームページの更新・再取得・高校卒業後翌年度の準3級から3級への移行手続き案内を見て、新潟市審判委員会へ申請手続きをしてください。

手続きは、日バ登録が有効（5月以降）になってから開始します。新潟市バドミントン協会ホームページ審判委員会の手続き案内を見て行ってください。〆切を第1回5月末日、第2回9月末とします。申請書提出と振込完了を持って受理します。年度末の3月31日ではありません。ご注意ください。

- ※ 県審判委員会より日バへの手続き時、新潟県バドミントン協会から一括決済処理する際に手数料が1回ごとに180円かかるため、決済日を第1回6月10日、第2回10月10日にすると連絡がきています。上記理由のため、大会エントリー等でどうしても上記決済日以前に手続きを希望される方・〆切後の場合は、更新料等とともに決済手数料180円も頂戴します。詳しくは市バドミントン協会審判委員会へお問い合わせください。

- ※ ご不明な点は、以下へご連絡ください。

なお、高校在学中の準3級から3級への特別移行（無試験・登録料無料・申請料1100円のみ）の手続きは、市審判委員会より高校3年生に準3級公認審判員資格取得者が在籍している高校へ連絡がいきますので、各高等学校から手続きをすることになります。（年度の後半）

新潟市バドミントン協会審判委員会事務局 高松 聡美 連絡先 携帯 090-8940-0571

PC メールアド nsbdas@skyblue.ocn.ne.jp